

令和3年10月31日執行

# 最高裁判所裁判官国民審査公報

福島県選挙管理委員会

最高裁判所判事  
み やまと たく や

昭和二十九年九月一日生

## 深山卓也

略歴

東京都生まれ。練馬区立大泉南小学校、大泉第二中学校、都立富士高等学校を経て、東京大学法学部卒業。大学法学部を卒業。

昭和五七年 四月 判事補任官 以後、東京地裁、函館地裁、

平成 四年 四月 公害等調整委員会事務局に勤務。

四年 九月 裁判官 以後、福岡高裁那覇支部、東京地裁、東京高裁の判事として勤務するとともに、法務省民事局参事官、大臣官房審議官、司法法制部長を務める。

二三年 一月 大臣官房審議官、司法法制部長を務める。

二四年 九月 法務省民事局長

二七年 一〇月 東京高裁判事部総括

二八年 二月 さいたま地裁所長

二九年 三月 東京高裁長官

三〇年 一月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成三〇年一二月一九日 大法廷判決

平成二九年一〇月二二日施行の衆議院議員総選挙について、小選挙区選出議員の選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあつたとはいせず、公職選挙法の規定が憲法に違反するものということはできない（多数意見）。

二 令和二年三月三〇日 第一小法廷判決

タクシーラabor者の歩合給の計算に当たり残業手当に相当する額を控除し、その上で残業手当が支払われても、残業手当の額がそのまま歩合給の減額につながり、歩合給の額が〇円となることもあるなどの判決で示す事情の下では、労働基準法三七条の割増賃金が支払われたとはいえない（全員一致 裁判長）。

三 令和二年一月一八日 大法廷判決

令和元年七月二日施行の参議院議員通常選挙について、選挙区選出議員の議員定数配分規定は、憲法に違反するに至つていたということはできない（多数意見）。

四 令和三年二月二四日 大法廷判決

市長が孔子を祀った施設の所有法人に敷地の使用料全額を免除した行為は、判決で示す事情の下では、市が特定の宗教に対する特別の利益を提供し、これを援助していると評価されてもやむを得ないもので、憲法二〇条三項に違反する（多数意見）。

五 令和三年五月一七日 第一小法廷判決

労働大臣が石綿含有建材について労働安全衛生法に基づく規制権限を適切に行使しないなどの判決で示す事情の下では、国は、屋内の建設作業に従事し、石綿粉じんにばく露して石綿関連疾患に罹患した労働者及び一人親方に対し、損害賠償責任を負う。

石綿含有建材の製造販売メーカーが石綿粉じんの危険性等を建材に表示すべき義務を怠つたなどの判決で示す事情の下では、メーカーは、石綿粉じんにばく露して石綿関連疾患に罹患した大工に対し、民法七十九条一項後段の類推適用により損害賠償責任を負う（全員一致、裁判長）。

六 令和三年六月二三日 大法廷決定

夫婦が夫又は妻の氏のいれかを称すると規定する民法七五〇条及びこれを受けて婚姻後に夫婦が称する氏を婚姻届の必要的記載事項としている戸籍法七四条一号は、憲法二四条に違反しない（多数意見、補足意見付加）。

裁判官としての心構え

最終審かつ法律審である最高裁判所に係属する事件は、憲法や法律の解釈を巡り見解の対立するものばかりですが、当事者の主張を傾聴するとともに、社会の状況や国民の意識の変化を踏まえて、公正かつ妥当な解決を導くためにどのような解釈によるべきかを探求する姿勢で事件に取り組んでいます。

最高裁判所判事  
おか まさ あき

昭和三一年二月二日生

## 岡正晶

略歴

香川県綾歌郡（現高松市）国分寺町という段々状の小さな田んぼが連なる山あいののどかな地域で、中学校の数学教師の次男として生まれ育ち、同町立国分寺中学校（軟式テニス部）を経て、香川県立高松高等学校（バドミントン部）を卒業

昭和五五年 三四月 東京大学法学部卒業

同年 四月 司法修習生（三四期、大阪で実務修習）

平成一六年 六月 分寺中学校事務局に勤務。

二〇〇〇年 四月 弁護士登録（第一東京弁護士会）

二〇〇一年 四月 株式会社ニフコ社外監査役

二〇〇二年 四月 東京大学法科大学院講師（倒産処理研究）

二〇〇三年 四月 第一東京弁護士会副会長

二〇〇四年 四月 法務省法制審議会民法（債権関係）部会委員

二〇〇五年 七月 日本弁護士連合会倒産法等検討委員会委員

二〇〇六年 六月 全国農業協同組合連合会経営管理委員

二〇〇七年 四月 事業再生研究機構代表理事

二〇〇八年 八月 日本公認会計士協会品質管理審議会委員

二〇〇九年 六月 日本生命保険相互会社外取締役

二〇一〇年 六月 株式会社三井住友銀行社外取締役

二〇一一年 九月 最高裁判所判事

二〇一八年 八月 日本国公法学会理事

二〇一九年 六月 東京大学公共政策大学院教授を兼任

二〇二〇年 七月 放送大学大学院主任講師兼客員教授を兼任

二〇二一年 一月 ハーバード大学客員教授

二〇二二年 七月 東京大学大学院法学政治学研究科教授

二〇二三年 七月 ハーバード大学客員研究員

二〇二四年 七月 ジョージタウン大学客員研究員

二〇二五年 七月 ハーバード大学客員教授を兼任

二〇二六年 七月 ハーバード大学客員教授

二〇二七年 七月 東京大学大学院法学政治学研究科教授

二〇二八年 七月 東京大学大学院法学政治学研究科教授

二〇二九年 七月 東京大学大学院法学政治学研究科教授

二〇二〇年 九月 放送大学大学院主任講師兼客員教授を兼任

二〇二一年 一月 ハーバード大学客員教授

二〇二二年 七月 東京大学大学院法学政治学研究科教授

二〇二三年 七月 ハーバード大学客員教授

二〇二四年 七月 東京大学大学院法学政治学研究科教授

二〇二五年 七月 ハーバード大学客員教授

二〇二六年 七月 東京大学大学院法学政治学研究科教授

二〇二七年 七月 ハーバード大学客員教授

二〇二八年 七月 東京大学大学院法学政治学研究科教授

二〇二九年 七月 ハーバード大学客員教授

二〇二〇年 九月 放送大学大学院主任講師兼客員教授を兼任

二〇二一年 一月 ハーバード大学客員教授

二〇二二年 七月 東京大学大学院法学政治学研究科教授

二〇二三年 七月 ハーバード大学客員教授

二〇二四年 七月 東京大学大学院法学政治学研究科教授

二〇二五年 七月 ハーバード大学客員教授

二〇二六年 七月 東京大学大学院法学政治学研究科教授

二〇二七年 七月 ハーバード大学客員教授

二〇二八年 七月 東京大学大学院法学政治学研究科教授

二〇二九年 七月 ハーバード大学客員教授

二〇二〇年 九月 放送大学大学院主任講師兼客員教授を兼任

二〇二一年 一月 ハーバード大学客員教授

二〇二二年 七月 東京大学大学院法学政治学研究科教授

二〇二三年 七月 ハーバード大学客員教授

二〇二四年 七月 東京大学大学院法学政治学研究科教授

二〇二五年 七月 ハーバード大学客員教授

二〇二六年 七月 東京大学大学院法学政治学研究科教授

二〇二七年 七月 ハーバード大学客員教授

二〇二八年 七月 東京大学大学院法学政治学研究科教授

二〇二九年 七月 ハーバード大学客員教授

二〇二〇年 九月 放送大学大学院主任講師兼客員教授を兼任

二〇二一年 一月 ハーバード大学客員教授

二〇二二年 七月 東京大学大学院法学政治学研究科教授

二〇二三年 七月 ハーバード大学客員教授

二〇二四年 七月 東京大学大学院法学政治学研究科教授

二〇二五年 七月 ハーバード大学客員教授

二〇二六年 七月 東京大学大学院法学政治学研究科教授

二〇二七年 七月 ハーバード大学客員教授

二〇二八年 七月 東京大学大学院法学政治学研究科教授

二〇二九年 七月 ハーバード大学客員教授

二〇二〇年 九月 放送大学大学院主任講師兼客員教授を兼任

二〇二一年 一月 ハーバード大学客員教授

二〇二二年 七月 東京大学大学院法学政治学研究科教授

二〇二三年 七月 ハーバード大学客員教授

二〇二四年 七月 東京大学大学院法学政治学研究科教授

二〇二五年 七月 ハーバード大学客員教授

二〇二六年 七月 東京大学大学院法学政治学研究科教授

二〇二七年 七月 ハーバード大学客員教授

二〇二八年 七月 東京大学大学院法学政治学研究科教授

二〇二九年 七月 ハーバード大学客員教授

二〇二〇年 九月 放送大学大学院主任講師兼客員教授を兼任

二〇二一年 一月 ハーバード大学客員教授

二〇二二年 七月 東京大学大学院法学政治学研究科教授

二〇二三年 七月 ハーバード大学客員教授

二〇二四年 七月 東京大学大学院法学政治学研究科教授

二〇二五年 七月 ハーバード大学客員教授

二〇二六年 七月 東京大学大学院法学政治学研究科教授

二〇二七年 七月 ハーバード大学客員教授

二〇二八年 七月 東京大学大学院法学政治学研究科教授

二〇二九年 七月 ハーバード大学客員教授

二〇二〇年 九月 放送大学大学院主任講師兼客員教授を兼任

二〇二一年 一月 ハーバード大学客員教授

二〇二二年 七月 東京大学大学院法学政治学研究科教授

二〇二三年 七月 ハーバード大学客員教授

二〇二四年 七月 東京大学大学院法学政治学研究科教授

二〇二五年 七月 ハーバード大学客員教授

二〇二六年 七月 東京大学大学院法学政治学研究科教授

二〇二七年 七月 ハーバード大学客員教授

二〇二八年 七月 東京大学大学院法学政治学研究科教授

二〇二九年 七月 ハーバード大学客員教授

二〇二〇年 九月 放送大学大学院主任講師兼客員教授を兼任

二〇二一年 一月 ハーバード大学客員教授

二〇二二年 七月 東京大学大学院法学政治学研究科教授

二〇二三年 七月 ハーバード大学客員教授

二〇二四年 七月 東京大学大学院法学政治学研究科教授

二〇二五年 七月 ハーバード大学客員教授

二〇二六年 七月 東京大学大学院法学政治学研究科教授

二〇二七年 七月 ハーバード大学客員教授

二〇二八年 七月 東京大学大学院法学政治学研究科教授

二〇二九年 七月 ハーバード大学客員教授

二〇二〇年 九月 放送大学大学院主任講師兼客員教授を兼任

二〇二一年 一月 ハーバード大学客員教授

二〇二二年 七月 東京大学大学院法学政治学研究科教授

二〇二三年 七月 ハーバード大学客員教授

二〇二四年 七月 東京大学大学院法学政治学研究科教授

二〇二五年 七月 ハーバード大学客員教授

二〇二六年 七月 東京大学大学院法学政治学研究科教授

二〇二七年 七月 ハーバード大学客員教授

二〇二八年 七月 東京大学大学院法学政治学研究科教授

二〇二九年 七月 ハーバード大学客員教授

二〇二〇年 九月 放送大学大学院主任講師兼客員教授を兼任

二〇二一年 一月 ハーバード大学客員教授

二〇二二年 七月 東京大学大学院法学政治学研究科教授

二〇二三年 七月 ハーバード大学客員教授

二〇二四年 七月 東京大学大学院法学政治学研究科教授

二〇二五年 七月 ハーバード大学客員教授

二〇二六年 七月 東京大学大学院法学政治学研究科教授

二〇二七年 七月 ハーバード大学客員教授

二〇二八年 七月 東京大学大学院法学政治学研究科教授

二〇二九年 七月 ハーバード大学客員教授

二〇二〇年 九月 放送大学大学院主任講師兼客員教授を兼任

二〇二一年 一月 ハーバード大学客員教授

二〇二二年 七月 東京大学大学院法学政治学研究科教授

二〇二三年 七月 ハーバード大学客員教授

二〇二四年 七月 東京大学大学院法学政治学研究科教授

二〇二五年 七月 ハーバード大学客員教授

二〇二六年 七月 東京大学大学院法学政治学研究科教授

二〇二七年 七月 ハーバード大学客員教授

二〇二八年 七月 東京大学大学院法学政治学研究科教授

二〇二九年 七月 ハーバード大学客員教授

二〇二〇年 九月 放送大学大学院主任講師兼客員教授を兼任

二〇二一年 一月 ハーバード大学客員教授

二〇二二年 七月 東京大学大学院法学政治学研究科教授

二〇二三年 七月 ハーバード大学客員教授

二〇二四年 七月 東京大学大学院法学政治学研究科教授

二〇二五年 七月 ハーバード大学客員教授

二〇二六年 七月 東京大学大学院法学政治学研究科教授

二〇二七年 七月 ハーバード大学客員教授

二〇二八年 七月 東京大学大学院法学政治学研究科教授

二〇二九年 七月 ハーバード大学客員教授

二〇二〇年 九月 放送大学大学院主任講師兼客員教授を兼任

二〇二一年 一月 ハーバード大学客員教授

二〇二二年 七月 東京大学大学院法学政治学研究科教授

二〇二三年 七月 ハーバード大学客員教授

二〇二四年 七月 東京大学大学院法学政治学研究科教授

二〇二五年 七月 ハーバード大学客員教授

二〇二六年 七月 東京大学大学院法学政治学研究科教授

二〇二七年 七月 ハーバード大学客員教授

二〇二八年 七月 東京大学大学院法学政治学研究科教授

二〇二九年 七月 ハーバード大学客員教授

二〇二〇年 九月 放送大学大学院主任講師兼客員教授を兼任

二〇二一年 一月 ハーバード大学客員教授

二〇二二年 七月 東京大学大学院法学政治学研究科教授

二〇二三年 七月 ハーバード大学客員教授

二〇二四年 七月 東京大学大学院法学政治学研究科教授

二〇二五年 七月 ハーバード大学客員教授

二〇二六年 七月 東京大学大学院法学政治学研究科教授

二〇二七年 七月 ハーバード大学客員教授

二〇二八年 七月 東京大学大学院法学政治学研究科教授

二〇二九年 七月 ハーバード大学客員教授

二〇二〇年 九月 放送大学大学院主任講師兼客員教授を兼任

二〇二一年 一月 ハーバード大学客員教授

二〇二二年 七月 東京大学大学院法学政治学研究科教授

二〇二三年 七月 ハーバード大学客員教授

二〇二四年 七月 東京大学大学院法学政治学研究科教授

二〇二五年 七月 ハーバード大学客員教授

二〇二六年 七月 東京大学大学院法学政治学研究科教授

二〇二七年 七月 ハーバード大学客員教授

二〇二八年 七月 東京大学大学院法学政治学研究科教授

二〇二九年 七月 ハーバード大学客員教授

二〇二〇年 九月 放送大学大学院主任講師兼客員教授を兼任

二〇二一年 一月 ハーバード大学客員教授

二〇二二年 七月 東京大学大学院法学政治学研究科教授

二〇二三年 七月 ハーバード大学客員教授

二〇二四年 七月 東京大学大学院法学政治学研究科教授

二〇二五年 七月 ハーバード大学客員教授

二〇二六年 七月 東京大学大学院法学政治学研究科教授

二〇二七年 七月 ハーバード大学客員教授

二〇二八年 七月 東京大学大学院法学政治学研究科教授

二〇二九年 七月 ハーバード大学客員教授

二〇二〇年 九月 放送大学大学院主任講師兼客員教授を兼任

二〇二一年 一月 ハーバード大学客員教授

二〇二二年 七月 東京大学大学院法学政治学研究科教授

二〇二三年 七月 ハーバード大学客員教授

二〇二四年 七月 東京大学大学院法学政治学研究科教授

二〇二五年 七月 ハーバード大学客員教授

二〇二六年 七月 東京大学大学院法学政治学研究科教授

二〇二七年 七月 ハーバード大学客員教授

二〇二八年 七月 東京大学大学院法学政治学研究科教授

二〇二九年 七月 ハーバード大学客員教授

二〇二〇年 九月 放送大学大学院主任講師兼客員教授を兼任

二〇二一年 一月 ハーバード大学客員教授

二〇二二年 七月 東京大学大学院法学政治学研究科教授

二〇二三年 七月 ハーバード大学客員教授

二〇二四年 七月 東京大学大学院法学政治学研究科教授

二〇二五年 七月 ハーバード大学客員教授

二〇二六年 七月 東京大学大学院法学政治学研究科教授

二〇二七年 七月 ハーバード大学客員教授

二〇二八年 七月 東京大学大学院法学政治学研究科教授

二〇二九年 七月 ハーバード大学客員教授

二〇二〇年 九月 放送大学大学院主任講師兼客員教授を兼任

二〇二一年 一月 ハーバード大学客員教授

二〇二二年 七月 東京大学大学院法学政治学研究科教授

二〇二三年 七月 ハーバード大学客員教授

二〇二四年 七月 東京大学大学院法学政治学研究科教授

二〇二五年 七月 ハーバード大学客員教授

二〇二六年 七月 東京大学大学院法学政治学研究科教授

二〇二七年 七月 ハーバード大学客員教授

二〇二八年 七月 東京大学大学院法学政治学研究科教授

二〇二九年 七月 ハーバード大学客員教授

二〇二〇年 九月 放送大学大学院主任講師兼客員教授を兼任

二〇二一年 一月 ハーバード大学客員教授

二〇二二年 七月 東京大学大学院法学政治学研究科教授

二〇二三年 七月 ハーバード大学客員教授

二〇二四年 七月 東京大学大学院法学政治学研究科教授

二〇二五年 七月 ハーバード大学客員教授

二〇二六年 七月 東京大学大学院法学政治学研究科教授

二〇二七年 七月 ハーバード大学客員教授

二〇二八年 七月 東京大学大学院法学政治学研究科教授

二〇二九年 七月 ハーバード大学客員教授

二〇二〇年 九月 放送大学大学院主任講師兼客員教授を兼任

二〇二一年 一月 ハーバード大学客員教授

二〇二二年 七月 東京大学大学院法学政治学研究科教授

二〇二三年 七月 ハーバード大学客員教授

二〇二四年 七月 東京大学大学院法学政治学研究科教授

二〇二五年 七月 ハーバード大学客員教授

二〇二六年 七月 東京大学大学院法学政治学研究科教授

二〇二七年 七月 ハーバード大学客員教授

二〇二八年 七月 東京大学大学院法学政治学研究科教授

二〇二九年 七月 ハーバード大学客員教授

二〇二〇年 九月 放送大学大学院主任講師兼客員教授を兼任

二〇二一年 一月 ハーバード大学客員教授

二〇二二年 七月 東京大学大学院法学政治学研究科教授

二〇二三年 七月 ハーバード大学客員教授

二〇二四年 七月 東京大学大学院法学政治学研究科教授

二〇二五年 七月 ハーバード大学客員教授

二〇二六年 七月 東

# 最高裁判所裁判官国民審査公報

A black and white portrait of Toshiaki Kondo, a middle-aged man with dark hair, wearing a dark suit jacket, a light-colored shirt, and a patterned tie. He is looking slightly to his left with a neutral expression.

裁判所判事  
し  
みち  
はる

# 晴道

A black and white head-and-shoulders portrait of Dr. Linda K. Hwang-Whitman. She is a middle-aged woman with short, dark hair, wearing glasses, a white collared shirt, and a dark blazer. The background is a plain, light color.

最高裁判所判事  
岡村和美

A black and white portrait of Dr. Kuniaki Matsubara, a man with short, light-colored hair and glasses, wearing a suit and tie.

最高裁判所判事  
三浦 守  
昭和三一年一〇月二三日生

A black and white portrait of a middle-aged man with dark hair, wearing a dark suit jacket, a white shirt, and a dark tie. He is looking directly at the camera with a neutral expression.

最高裁判所判事  
くさ の こう  
草野耕一  
いち

## 裁判官としての心構え

事件に多角的な観点からアプローチし、その背景事情や経緯などから、裁判で取り上げられている紛争や事件の実態や真相を十分把握し、それに適合する解決や判断をするように、この二年間の執務において努力してきました。現在、新型コロナウイルス感染症の影響により社会の在りようが根幹から変容を迫られており、今後に予想されることも念頭におきながら、より柔軟な姿勢で事件に向き合っていきたいと考えています。また、最高裁は、書面審理が基本ですが、法廷で弁論の期日が開かれる事件では、当事者（代理人）による活発な弁論がされるよう工夫をしています。いまだ試行錯誤の段階ではありますが、当事者はもちろん、傍聴されている人にとっても分かりやすい審理となるよう引き続きその工夫努力を続けていきたいと考えています。

裁判官としての心構え

いっては、国会において、国民の様々な意見や社会の状況の変化等を十分に踏まえた真摯な議論がされることを期待するとした（多数意見、補足意見付加）。

### 裁判官としての心構え

裁判の最終的な判断が求められている最高裁判所の判事として、日々、重大な責任を感じております。

価値観が多様化した現代の日本では、解決が難しい紛争が増え、また、社会の複雑化・科学技術の進展等にともない、新しい法的問題も生じています。このような課題について、行政機関での執務等これまでの経験も生かし、事案を多角的にとらえて論点を深く検討することを心がけて、より妥当な判断に至りたいと考えております。

これからも、公正な裁判のために、努力を続けてまいります。

裁判官としての心構え

司法は、国民の主権に由来し、その信頼に支えられるものです。時代とともに、社会の在り方等が変化する中で、様々な問題や困難も生じており、法の支配と個人の権利利益の救済という、司法が担う責任の重さを痛感しています。一つ一つの事件について、誠実に、事実を見定め、公平で公正な判断を目指したいと思います。

そのためには、高い壇の上から見下ろすという姿勢ではなく、それぞれの当事者の立場や思いを理解し、その主張に十分耳を傾けることが、何よりも大切なことと考えています。そして、自らの良心に問いかけながら、広い視野の下に、多角的な検討と深い洞察を行うことができるよう、今後とも研鑽を重ねたいと思います。

ている。)

出の可否について議論を深める余地はあるとしても）タトウーの施術に対する需要そのものを否定すべきいわれはなく、そのような需要が満たされることのない社会を強制的に作り出すような法解釈を行うことは福利の最大化という立法の理念に反している。）

#### 四 その他の主要な裁判

参議院議員の議員定数配分規定の合憲性が問われた令和二年一月一八日大法廷判決及び選択的夫婦別氏制を採用しない現行の民法及び戸籍法の合憲性が問われた令和三年六月二三日大法廷決定において、それぞれ意見及び反対意見を述べた。

#### 裁判官としての心構え

法の解釈が異なれば人々の行動が変わり、人々の行動が変われば社会のありようが変わります。司法にはこのような働きがあることを心に刻み、微力ながら、豊かで公正で寛容な社会の形成に

**令和3年10月31日執行**

# 最高裁判所裁判官国民審査公報



最高裁判所判事  
わた なべ えりこ 渡邊恵理子

昭和三三年一二月二七日生

最高裁判所判事  
やす なみ りょう すけ  
安 浪 亮介



# 最高裁判所判事 ながみねやすまさ 長嶺安政

昭和一九年四月一六日生

昭和五八年	三月	子高等学校（当時）を卒業
六一年	四月	司法修習生
六三年	四月	弁護士登録（第一東京弁護士会）
六年	六月	ワシントン州立大学ロースクール修了（LL.M.）
同	九月	海外法律事務所勤務
七年一〇月	九月	弁護士登録取消
同年一月	九月	公正取引委員会事務総局勤務
一〇年	九月	弁護士登録（第一東京弁護士会）
一六年	四月	慶應義塾大学法科大学院教授
一九年	四月	内閣府官民競争入札等監理委員会委員
二四年	三月	日本放送協会経営委員・監査委員
令和元年	一月	司法試験考查委員（経済法）
二年	九月	国立大学法人お茶の水女子大学監事
三年七月	最高裁判所判事	

昭和五八年	平成六年	平成六年	平成六年	平成六年
六一年	六三年	四月	四月	三月
		同	同	同
	七年一〇月	九年九月	九年九月	九年九月
	同年一一月	同年一一月	同年一一月	同年一一月
同	同	同	同	同
一〇年	一〇年	一〇年	一〇年	一〇年
九月	九月	九月	九月	九月
一六年	一六年	一六年	一六年	一六年
四年	四年	四年	四年	四年
慶應義塾大学法科大学院教授	慶應義塾大学法科大学院教授	弁護士登録（第一東京弁護士会）	弁護士登録（第一東京弁護士会）	弁護士登録（第一東京弁護士会）
一九年	一九年	一九年	一九年	一九年
四月	四月	四月	四月	四月
内閣府官民競争入札等監理委員会委員	内閣府官民競争入札等監理委員会委員	公正取引委員会事務総局勤務	公正取引委員会事務総局勤務	公正取引委員会事務総局勤務
二四年	二四年	二四年	二四年	二四年
三年	三年	三年	三年	三年
元年一月	三月	一月	三月	一月
最高裁判所判事	日本放送協会経営委員・監査委員	司法試験考査委員（経済法）	司法試験考査委員（経済法）	司法試験考査委員（経済法）
二年	二年	二年	二年	二年
九年七月	九年七月	九年七月	九年七月	九年七月
最高裁判所判事	国立大学法人お茶の水女子大学監事	最高裁判所判事	最高裁判所判事	最高裁判所判事
最高裁判所において関与した主要な裁判	子高等学校（当時）を卒業	司法修習生	ワシントン州立大学ロースクール修了(LL.M.)	福島県生まれ。父の転勤に伴い福島県、山形県、新潟県で育つ。宮城県第一女子高等学校（当時）を卒業
最高裁判所就任後日が浅いため、特に記すべきものはありません。	東北大学法学部卒業	海外法律事務所勤務	弁護士登録（第一東京弁護士会）	福島県生まれ。父の転勤に伴い福島県、山形県、新潟県で育つ。宮城県第一女

昭和五八年 四月	判事補任官	学園中学校、同高等学校を経て、東京大学法
平成 五年 四月	東京地裁、広島地裁、最高裁行政局、同広報 課兼秘書課、神戸地裁で勤務	奈良県大和郡山市で生まれ育ち 神立東方寺
平成 五年 四月	判事任官	神戸地裁判事、東京地裁判事、最高裁行政局 課長、同人事局課長、東京地裁判事（部総括）、東京高裁事務局長等を務める。
二三年 一月	最高裁人事局長	
二三年 九月	静岡地裁所長	
二六年 二月	東京高裁判事（部総括）	
二八年 一月	東京地裁所長	
三〇年 一二月	大阪高裁長官	
同 年 一二月	最高裁判所判事	
令和 三年 七月	最高裁判所判事	
令和 三年 七月	最高裁人事局長	
二六年 九月	静岡地裁所長	
二八年 二月	東京高裁判事（部総括）	
二八年 一月	東京地裁所長	
三〇年 一二月	大阪高裁長官	
同 年 一二月	最高裁判所判事	
令和 三年 七月	最高裁人事局長	

		昭和五八年	四月	東京地裁、広島地裁、最高裁行政局、同広報 課兼秘書課、神戸地裁で勤務
平成五年	四年	平成五年	四月	判事補任官
令和三年七月	同二年二月	二〇〇一年九月	一月	神戸地裁判事、東京地裁判事、最高裁行政局 課長、同人事局課長、東京地裁判事（部総括）、東京高裁事務局長等を務める。
令和三年七月	同二年二月	二〇〇二年九月	一月	最高裁人事局長
令和三年七月	同二年二月	二〇〇三年六月	一月	静岡地裁所長
令和三年七月	同二年二月	二〇〇四年三月	一月	東京高裁判事（部総括）
令和三年七月	同二年二月	二〇〇五年六月	一月	東京地裁所長
令和三年七月	同二年二月	二〇〇六年九月	一月	大阪高裁長官
令和三年七月	同二年二月	二〇〇七年六月	一月	最高裁判所判事
最高裁判所において関与した主要な裁判				
最高裁判事就任後日が浅いため、特に記すべきものはありません。				

昭和五二年	三月	同 年	四月	外務省入省	東京大学教養学部教養学科（国際関係論分科）卒業
五五年	七月			英國オックスフォード大学社会科学特別ディプロマ取得	東京都渋谷区
		同月		外務省経済局以降、アジア局、条約局、在半 國大使館にて勤務	（現・西東京市）生まれ 東京
平成	二年	八月		内閣法制局参事官補	教育大学（現・筑波大学）附属駒場中学校、
	四年	三月		内閣法制局参事官	同高等学校卒業
七年	一月	外務省欧亜局西欧第二課長以降、同条約局注 規課長、在インド大使館参事官、後に同公 使、在英國大使館公使として勤務			
一四年	九月	外務省北米局参事官以降、国際法局審議官、 総合外交政策局審議官として勤務			
一九年	八月	在サンフランシスコ総領事			
二三年	八月	外務省国際法局長			
二十四年	九月	駐オランダ特命全権大使			
二十五年	七月	外務審議官			
二八年	七月	駐大韓民国特命全権大使			
元年	一〇月	駐英國特命全権大使			
三年	二月	最高裁判所判事			
<b>最高裁判所において関与した主要な裁判</b>					
<b>一 令和三年六月二三日 大法廷決定</b>					
民法及び戸籍法にある婚姻に際しての夫婦の氏の定めに関する規定が憲法二四条に違反しないと判断した（多数意見）。その上で、夫婦の氏に関する法制度の合理性に關わる事情の変化いかんによつては、これらの規定が同条に違反すると評価されると至ることもあり得るが、このような法制度については、開連制度も含め、民主主義的なプロセスに委ねることによつて、合理的な仕組みの在り方を幅広く検討して決めるようにするこそ、事の性格にふさわしい解決であるとした（補足意見付）。					
<b>二 令和三年九月七日 第三小法廷判決</b>					
被告人が、心神耗弱の状態にあつたとした第一審の事実認定に誤りがあるとして、何ら事実取調べをせず完全責任能力を認め自判した原判決には、法令違反があると断じ、破棄差戻とした（全員一致、裁判長）。					
<b>裁判官としての心構え</b>					
一つ一つの事件に誠実に向き合い、その事件の背景、事情など把握し、法律の適用に誤りのないように努め、もつて、適切な判断に至ることができるよう精励したいと考えています。これに、諸外国に共通な課題である高齢化、価値の多様化、デジタル化、グローバリゼーションなどが社会に及ぼす影響と司法による問題解決の在り方といった今日的な問題の検討にも力を注ぐと					

昭和五二年 同	三月	東京大学教養学部教養学科（国際関係論分科） 卒業
五年 同	四月	外務省入省
五年 七月	五月	英国オックスフォード大学社会科学特別ディプロマ取得
四年 八月	六月	外務省経済局以降、アジア局、条約局、在半 国大使館にて勤務
七年 三月	七月	内閣法制局参事官補
一年 九月	八月	外務省欧亜局西欧第二課長以降、同条約局注 規課長、在インド大使館参事官、後に同公 使、在英國大使館公使として勤務
四年 八月	九月	外務省北米局参事官以降、国際法局審議官、 総合外交政策局審議官として勤務
一九年 二三年 二四年 二五年 二八年 七月	十月	在サンフランシスコ総領事 外務省国際法局長 駐オランダ特命全権大使 外務審議官 駐大韓民国特命全権大使

**票日は10月31日(日)です**

# 最高裁判所裁判官国民審査の投票は衆議院議員総選挙と同時に行われます

# 衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査

## 投票日10月31日（日）

投票は  
18歳から  
行えます

投票日に投票できない方は、

**期日前投票制度又は不在者投票制度を利用しましょう！！**

避難されている方は、避難先の市区町村で不在者投票が行えます。

### 期日前投票制度・不在者投票制度

■期 間／ ○衆議院議員総選挙  
○最高裁判所裁判官国民審査 } 10月20日（水）～10月30日（土）

■時 間／ 8：30～20：00（※一部、異なる場合があります）

期日前投票所によっては、投票できる期間や投票時間が異なる場合がありますので、各市町村選挙管理委員会にお問い合わせください。福島県選挙管理委員会のホームページに県内市町村の期日前投票所及び投票時間を掲載しております。

■場 所／ ①期日前投票：各市町村選挙管理委員会が定める場所  
②不在者投票：滞在地（避難先）の市区町村選挙管理委員会

■手 続 / ①期日前投票：期日前投票所に行って、直接投票箱に投票します。  
(ただし、宣誓書の記載が必要となります)  
②不在者投票：以下の手続きにより投票してください。

#### 1 投票用紙等を請求する

「不在者投票請求書・宣誓書」に必要事項を記入し、住民票のある市町村の選挙管理委員会へ郵送してください（メールやFAXでの請求はできません）。

※様式は、県選挙管理委員会ホームページからもダウンロードできます。

#### 2 投票用紙等を受け取る

住民票のある市町村の選挙管理委員会から、郵送されてきた封筒（投票用紙、投票用封筒（内封筒と外封筒）、不在者投票証明書）を受け取ってください。  
【注意】不在者投票証明書の開封や投票用紙への事前記入は絶対にしないでください。投票ができなくなります。

#### 3 滞在地（避難先）の市区町村で投票する

受け取った封筒を持参して滞在地（避難先）の市区町村選挙管理委員会で投票してください。  
滞在地の市区町村から住民票のある市町村に投票済の投票用紙を送る必要があるため、余裕を持って早めの投票をお願いします。

選挙に関する情報はこちらのサイトから

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/62010a/>

福島県選管

検索



候補者・政党等の情報がご覧になれます。

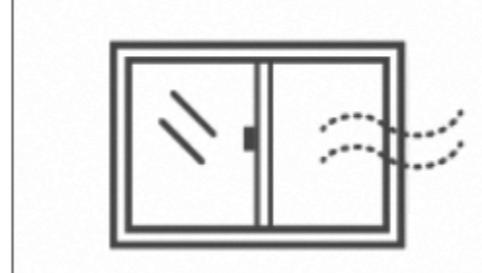
投票所では、感染症対策を徹底しております。



投票所には消毒液を設置します。



投票所スタッフはマスクを着用します。



投票所内は定期的に換気をします。



不特定多数の方が触れる箇所は、定期的に消毒をします。

感染症対策への皆さんのご協力をお願いします。

・マスクの着用 ・周りの方との距離の確保 ・来場前と帰宅後の手洗い、うがいの実施  
なお、投票所では持参した筆記用具を使用することができます。

また、新型コロナウイルス感染症のために自宅療養または宿泊療養をしている方は、療養している場所から郵便による投票を行うことができます。

詳しくは、県選挙管理委員会または住民票のある市町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

期日前・不在者投票の詳細については、県選挙管理委員会（024-521-7062）  
又は最寄りの各市区町村選挙管理委員会にお問い合わせください。